公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名並び にその所属する部局の名 称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募並びに常続的公示)	予定価格	契約金額		再就職の	4			
								落札率	役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・ 応募者数	備考
ジャイロ解体処理作業 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒2- 2-1	令和7年7月24日	多摩川精機株式会社代理多摩川精機販売株式会社 長野県飯田市大休1879番地	5100001023324	本契約の履行に当たっては、当該ジャイロの製造会社である米国 Kearfott社とのライセンス契約を取り交わしていることが必要であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。(根拠法令:会計法第29条の3第4項)	2, 066, 900	2, 060, 300	99. 68%					9099
魚雷用電動機(全体) 試験装置の調整役務 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒2- 2-1	令和7年7月25日	三菱重工業株式会 社代理株式会社ョ ネイ 東京都中央区銀座 2丁目8番20号	1010001060074	本契約の履行に当たっては、魚雷用 電動機(全体)試験装置に関する知 識及び技術を有していることが必要 であり、公募を実施したが、応募者 が契約相手方1者のみであったた め。(根拠法令:会計法第29条の 3第4項)	の予定価格を類 推されるおそれ があるため公表	6, 292, 000	-					9100
電動機の熱伸びの影響 予測役務 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒2- 2-1	令和7年7月25日	三菱重工業株式会 社代理株式会社ョ ネイ 東京都中央区銀座 2丁目8番20号	1010001060074	本契約の履行に当たっては、魚雷用電動機(全体)試験装置に関する知識及び技術を有していることが必要であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。(根拠法令:会計法第29条の3第4項)	の予定価格を類 推されるおそれ があるため公表	2, 684, 000	-					9101
磁場計測役務(その 2) 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒2- 2-1	令和7年7月25日	海洋電子工業株式 会社 神奈川県横浜市金 沢区鳥浜町12番地 51	1020001006043	本契約の履行に当たっては、上空磁場計測システムの構造・機能・性能に関する知識及び技術を有していることが必要であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。(根拠法令:会計法第29条の3第4項)	の予定価格を類 推されるおそれ があるため公表	23, 210, 000	-					9102

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名並び にその所属する部局の名 称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募並びに常続的公示)	予定価格	契約金額	落札率	正は映の	4	公益法人の場合		
			号又は名称及び住 所						再就職の役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・ 応募者数	備考
埋没機雷処分用UUV の実現性検討役務 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒2- 2-1	令和7年7月30日	三菱重工業株式会 社代理株式会社3 ネイ 東京都中央区銀座 2丁目8番20号	1010001060074		同種の他の契約 の予定価格を類 推されるおそれ があるため公表 しない。	31, 658, 000	-					9103
高速水槽造波装置の点 検整備等作業 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備示 監艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒2一 2-1	令和7年7月3日	三井造船特機エン ジニアリング株式会 社 岡山県玉野市玉3 丁目1番1号	9010001038591	本契約は、契約履行に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できる者が、三井造船特機エンジニアリング株式会社のみであり、当該契約にその製造図書を必要とすることから、履行可能な者が同社に限られるため。なお、本件は、過去二箇年にわたり調達を実施したところ、一者応募・応札となり、同社と契約を締結したものである。また、本契約への新規参入者を募る公示を常続的に行っているところ、当該公示に応募する者は現在確認されていない。(根拠法令:会計法第29条の3第4項)	4, 122, 800	4, 070, 000	98. 72%					9515
海上試験支援用USV の修理及び点検整備 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒2- 2-1	令和7年7月7日	ジェイ・アール・シー 特機株式会社 神奈川県横浜市港 北区新吉田東3丁 目2番1号	2020001020489	より再及八礼を11つにか、洛礼伯か	同種の他の契約 の予定価格を類 推されるおそれ があるため公表 しない。	3, 960, 000	-					9516

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の	契約担当官等の氏名並び にその所属する部局の名 称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募並びに常続的公示)	予定価格	契約金額	落札率	王共聯の	公益法人の場合			
初品位務等の名称及び数量									再就職の 役員の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・ 応募者数	備考
UEP水槽実験装置の 修理及び点検整備 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒2- 2-1	令和7年7月28日	海洋電子工業株式 会社 神奈川県横浜市金 沢区鳥浜町12番地 51	1020001006043	本契約の履行に当たっては、UEP水槽実験装置に係わる機能・性能に関する知識及び操作技術を有していることが必要であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。(根拠法令:会計法第29条の3第4項)	の予定価格を類 推されるおそれ があるため公表	2, 838, 000	1					9518
潜水艦磁気処理実験装 置及び船体磁気模型実 験装置(その1)の修 理及び点検整備 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒2- 2-1	令和7年7月29日	海洋電子工業株式 会社 神奈川県横浜市金 沢区鳥浜町12番地 51	1020001006043	本契約の履行に当たっては、潜水艦磁気処理実験装置及び船体磁気模型実験装置(その1)に係わる機能・性能に関する知識及び操作技術を有していることが必要であり、公事施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。(根拠法令:会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約 の予定価格を類 推さあるため しない。	4, 180, 000	1					9521
漂遊磁場試験場用磁気 検出器の修理及び点検 整備 1件		令和7年7月29日	海洋電子工業株式 会社 神奈川県横浜市金 沢区鳥浜町12番地 51	1020001006043	本契約の履行に当たっては、漂遊磁場試験場用磁気検出器に係わる機能・性能に関する知識及び操作技術を有していることが必要であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。(根拠法令:会計法第29条の3第4項)	推されるおそれ があるため公表	4, 128, 300	-					9522
大水槽曳引車等(その 1)本体のうち電源装 置のうち車上制御装置 の点検整備 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒2- 2-1	令和7年7月31日	東芝ユニファイドテクノロジーズ株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34	9013101003878	本契約の履行に当たっては、大水槽 曳引車等(その1)本体のうち電標 装置のうち車上制御装置に係るを 能、性能、構造を熟知し、点検整備 に関する知識及び技術を有している ことが必要であり、公募を実施した が、応募者が契約相手方1者のみで あったため。(根拠法令:会計法第 29条の3第4項)	2, 569, 600	2, 530, 000	98. 46%					9525

[※]公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

⁽注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。